

入 札 説 明 書

兵庫県立姫路商業高等学校特色学科教育用コンピュータレンタル一式の調達に係る一般競争入札（以下「入札」という。）の実施については、関係法令に定めるもののほか、この入札説明書によるものとする。

1 入札に付する事項

- (1) 件名及び数量
兵庫県立姫路商業高等学校 特色学科教育用コンピュータレンタル一式
- (2) 調達物品の規格等
別添仕様書のとおり
- (3) 調達物品の条件等
別添仕様書のとおり
- (4) 契約期間
賃貸借期間 令和5年9月1日から令和10年8月31日
令和5年8月31日までに設置のこと
- (5) 設置場所
兵庫県立姫路商業高等学校
姫路市井ノ口 468

2 入札参加資格

入札に参加できる者は、次に掲げる要件を全て満たしていることについて、契約担当者による確認を受けた者であること。

- (1) 物品関係入札参加資格者として、兵庫県（以下「県」という。）の物品関係入札参加資格（登録）者名簿（以下「名簿」という。）に登録されている者であること。
ただし、名簿に登録されていない者で、入札参加を希望し物品関係入札参加資格者の認定を求める場合は、所定の物品関係入札参加資格審査申請書に関係書類、入札公告の写しを添えて、下記受付場所へ持参し、随時審査を受けた上で入札参加申込みを行うこと。
※提出書類に不備等がある場合は、時間を要することがあるので、できるだけ早く審査を受けること。

・照会先

兵庫県出納局物品管理課（神戸市中央区下山手通 5-10-1）
電話番号 078-341-7711(代表)

- (2) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に基づく県の入札参加資格制限基準による資格制限を受けていない者であること。
- (3) 県の指名停止基準に基づく指名停止（以下「指名停止」という。）を一般競争入札参加申込書兼競争入札参加資格確認申請書（別紙様式第2号。以下「申込書」という。）の提出期限日及び当該調達の入札の日において、受けていない者であること。
- (4) 会社更生法（平成14年法律第154号）に基づく更正手続開始の申立て及び民事再生法（平成11年法律第225号）に基づく再生手続開始の申立てがなされていない者であること。
- (5) 県内に事業所を有する者であること。県の入札参加資格者名簿の「取引を希望する支店・営業所等」に県内の事業所を登録していない者は、参加申込時に「兵庫県内に有する事業所等に関する申告書」を提出すること。

3 入札参加の申込み

- (1) 参加申込み
 - ア 提出場所
兵庫県立姫路商業高等学校（姫路市井ノ口 468）
電話番号 079-298-0437 FAX 079-298-0439
 - イ 参加申込の期間
令和5年5月2日（火）から令和5年5月25日（木）まで（土曜日、日曜日、祝日を除く。）

の午前9時から午後4時まで（正午から午後1時までを除く。）

ウ 参加申込の方法

イの期間中にアへ持参又は送付。ただし、郵便（書留郵便に限る。）又は民間事業者による信書の送達に関する法律（平成14年法律第99号）第2条第6項に規定する一般信書便事業者もしくは同条第9項に規定する特定信書便事業者による同条第2項に規定する信書便（以下「郵送等」という。）による場合は、申込み書類を封筒に入れて密封の上、その封皮に「入札参加申込」と表記のうえ、宛名及び入札物件等を記入し、令和5年5月25日（木）午後4時までにアの場所に必着すること。

エ 提出書類

(ア) 一般競争入札参加申込書兼競争入札参加資格確認申請書

(イ) 県が登録時に送付した「物品関係入札参加資格審査結果通知書」の写し、又は随時審査受付済みの審査申請書（又は受付票）の写し

オ 入札参加資格の確認

(ア) 入札に参加できる者の確認基準日は、前記イの最終日とする。

(イ) 入札参加資格の有無については、提出のあった申込及び関係書類に基づいて確認し、その結果を申込み受付後、2日以内に申込者へ文書（一般競争入札参加資格確認通知書）で発送する。

については、返信用封筒（定型長3）を入札参加申込書に添えて提出すること。返信用封筒には、84円切手を貼付し、返信先の宛先を記載しておくこと。

(2) その他

ア 申込書、関係書類の作成及び提出に係る費用は、申込者の負担とする。

イ 提出された申込書及び関係書類は、入札参加資格の確認以外には、申込者に無断で使用しない。

ウ 提出された申込書及び関係書類は、返却しない。

エ 申込書の提出期限日の翌日以降は、申込書及び関係書類の差し替え又は再提出は認めない。

4 仕様確認及び仕様書等に関する質問

(1) 入札に参加を希望する者は、入札しようとする物品の仕様書との適合性について、次により必ず確認を受けること。

また、仕様書等交付書類に関して質問がある場合は、次により質問書（様式は任意）を提出すること。

ア 受付期間

令和5年5月8日（月）から令和5年6月16日（金）まで（休日を除く。）の午後4時まで（正午から午後1時までを除く。）。

イ 受付場所

兵庫県立姫路商業高等学校 FAX 079-298-0439

ウ 提出書類

(ア) 仕様確認

①仕様確認申込書

②仕様を満たしていることを確認できるカタログ等

(イ) 質問

質問書（様式は任意）

エ 提出方法

持参又はFAXにより提出すること。

オ 質問等の回答

令和5年6月23日（金）午後1時に、入札参加者にFAXで回答する。

(2) 入札者は、開札日の前日までの間において、契約担当者から前記(1)ウの提出書類に関し説明を求められた場合は、それに応じること。

5 契約手続において使用する言語及び通貨

日本語及び日本国通貨

6 契約条項を示す場所及び日時

兵庫県立姫路商業高等学校 令和5年5月2日（火）から令和5年5月25日（木）まで。（土曜日、日曜日、祝日を除く。）

7 入札・開札の場所及び日時

(1) 場所 兵庫県立姫路商業高等学校会議室 姫路市井ノ口 468

(2) 日時 令和5年6月30日（金）午前10時

8 入札書の提出方法

入札書は、入札日時に入札箱に投入すること。ただし、郵便（書留郵便に限る。）又は民間事業者による信書の送達に関する法律（平成14年法律第99号）第2条第6項に規定する一般信書便事業者若しくは同条第9項に規定する特定信書便事業者による同条第2項に規定する信書便（以下「郵送等」という。）による場合は、入札書を封筒に入れて密封の上、その封皮に「入札書」と表記のうえ、宛て名及び入札物件等を記入し、令和5年6月29日（木）午後4時までに前記7の場所に必着すること。

9 入札書の作成方法

(1) 入札書は日本語で記載し、金額については日本国通貨とし、アラビア数字で表示すること。

(2) 入札書は所定の別紙様式によること。

(3) 入札金額は、前記1(1)の物品に係る詳細設計、機器設定及び搬入設置調整に要する費用、1(4)の期間における賃借料の合計金額を1(4)の期間（60箇月）で月割りした1月当たりの単価（1円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てるものとする。）（消費税及び地方消費税相当額を含まない。）を入札すること。

(4) 入札書の記載に当たっては、次の点に留意すること。

ア 件名は、前記1(1)に示した件名とする。

イ 年月日は、入札書の提出日とする。

ウ 入札者の氏名は、法人にあっては法人の名称又は商号及び代表者の氏名とする。

エ 代理人が入札する場合は、入札者の氏名の表示並びに当該代理人の氏名があること。

(5) 落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の100分の10に相当する額を加算した金額（当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てるものとする。）をもって落札価格とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約金額の110分の100に相当する金額を入札書に記載すること。万一誤って記載したときは、新しい入札書を使用すること。

(6) 入札執行回数は、2回を限度とする。

(7) 一度提出した入札書は、これを書換え、引換え又は撤回することはできない。

10 入札保証金及び契約保証金

(1) 入札保証金

契約希望金額（入札金額に消費税及び地方消費税相当額を加算して得た額に契約期間60箇月を乗じた額）の100分の5以上の額を、令和5年6月28日（水）までに納入しなければならない。

ただし、保険会社との間に兵庫県立姫路商業高等学校を被保険者とする入札保証保険契約を締結した場合はその保険証書を入札保証金に代えて提出すること。保険期間は本件入札の参加申込後で、令和5年6月28日（水）以前の任意の日を開始日とし、令和5年7月7日（金）以降の任意の日を終了日とすること。

(2) 契約保証金

契約金額の100分の10以上の額の契約保証金を契約締結日までに納入しなければならない。ただし、保険会社との間に県を被保険者とする履行保証保険契約を締結し、その保険証書を契約保証金に代えて提出するときは、契約保証金の納付が免除される。

11 無効とする入札

- (1) 前記 2 の入札参加資格がない者のした入札、申込又は関係書類に虚偽の記載をした者のした入札及び入札に関する条件に違反した入札は、無効とする。
- (2) 入札参加資格のあることを確認された者であっても、入札時点において資格制限期間中にある者、指名停止中である者等前記 2 に掲げる入札参加資格がない者のした入札は無効とする。
- (3) 無効の入札を行った者を落札者としていた場合は、その落札決定を取消す。

12 落札者の決定方法

- (1) 前記 1 の物品を納入できると契約担当者が判断した入札者であって、財務規則（昭和 39 年兵庫県規則第 31 号）第 85 条の規定に基づいて作成された予定価格の制限の範囲内で最低の価格をもって有効な入札を行ったものを落札者とする。
- (2) 落札者となるべき同価の入札をした者が 2 人以上ある場合は、くじによって落札者を決定することとし、くじは入札立会人に引かせることとする。
なお、落札者となるべき同価の入札をした者は、くじ引きを辞退することはできない。
- (3) 予定価格の制限の範囲内に入札がないときは、直ちに再度の入札をする。
- (4) 再度の入札をしても、落札者がいないとき又は落札者が契約を結ばないときは、随意契約による。

13 入札に関する条件

- (1) この入札書に記載する申込内容については、入札の対象となる調達に係る予算が議決され、その予算の執行が可能となることにより、効力を生じる。
- (2) 入札は、所定の日時及び場所において、入札執行職員の指示に従い直接入札箱に投入する方法により行うこと。
- (3) 入札者又はその代理人が同一事項について 2 通以上した入札でないこと。
- (4) 同一事項の入札において、他の入札者の代理人を兼ねた者又は 2 人以上の入札者の代理をした者の入札でないこと。
- (5) 連合その他の不正行為によってされたと認められる入札でないこと。
- (6) 代理人が入札をする場合は、入札開始前に委任状を入札執行者に提出すること。
- (7) 入札書に入札金額、入札者の記名及び押印があり、入札内容が分明であること。なお、代理人が入札する場合は、入札書に代理人の記名及び押印があること。特に、この入札書については、「この入札書に記載する申込内容については、この入札の対象となる調達に係る予算が議決され、その予算の執行が可能となることにより、効力を生じる。」旨が付記されていること。
- (8) 入札書に記載された入札金額が訂正されていないこと。
- (9) 再度入札に参加できる者は、次のいずれかの者であること。
 - ア 初度の入札に参加して有効な入札をした者
 - イ 初度の入札において、(2) から (8) までの条件に違反し無効となった入札者のうち、(2)、(4) 又は (5) に違反して無効となった者以外の者

14 入札の中止等及びこれによる損害に関する事項

天災その他やむを得ない理由により入札の執行を行うことができないときは、これを中止する。
また、入札参加者の連合の疑い、不正不穏行動をなす等により入札を公正に執行できないと認められるとき、又は競争の実益がないと認められるときは、入札を取り消すことがある。これらの場合における損害は、入札者の負担とする。

15 契約書の作成

- (1) 落札者は、契約担当者から交付された契約書に記名押印し、契約担当者の指定する期日までに契約担当者に提出しなければならない。
- (2) 契約書は 2 通作成し、各自その 1 通を保有する。
- (3) 契約書の作成に要する費用はすべて落札者の負担とする。ただし、契約書用紙は交付する。
- (4) 落札決定後、契約締結までの間に落札者が入札参加の資格制限又は指名停止を受けた場合は、契約を締結しない。

16 監督及び検査

監督及び検査は、契約条項の定めるところにより行う。
なお、検査の実施場所は、指定する日本国内の場所とする。

17 その他注意事項

- (1) 申込書又は関係書類に虚偽の記載をした者は、県の指名停止基準により指名停止される。
- (2) 入札参加者は、刑法、私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律等関係法令を遵守し、信義誠実の原則を守り、いやしくも県民の信頼を失うことのないよう努めること。
- (3) 暴力団排除条例(平成22年条例第35号)の趣旨を徹底し、暴力団排除を進めるため、契約者には、
 - ア 暴力団または暴力団員でないこと。
 - イ 暴力団及び暴力団員と密接な関係に該当しないこと。
 - ウ 前ア、イに該当することとなった場合は契約を解除し、違約金の請求等についても異議がない旨の誓約書の提出を求めることとする。また、契約書には、ア及びイの場合の契約解除に関する条項を付加することとする。

18 入札事務担当

〒670-0983 姫路市井ノ口 468

兵庫県立姫路商業高等学校 担当：雲丹亀 (TEL 079-298-0437 FAX 079-298-0439)